

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審査を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引き上げについては、2013年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」並びに「日本再興戦略」において、引き上げの意向が示されているとともに、2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても「毎年年率3%程度を目途とした引き上げにより全国加重平均1,000円を目指す。」との目標が掲げられている。

最低賃金の引き上げは、全労働者の4割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却を図り持続可能な経済の好循環に結び付けるためには、最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠である。また、2019年10月に予定されている消費税率の引き上げが、非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためにも物価上昇と消費税率の引き上げ分を考慮した最低賃金額の引き上げが必要となる。併せて、福島県の復興を促進させるうえでも、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで非常に重要な事となる。

現在の福島県最低賃金は、時間額で726円となっているが、政府が目指すとしている全国加重平均1,000円には程遠い金額であり、その水準は2007年からの9年間全国水準で31位と低位にあるなど、県内労働者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっている。

よって、本市議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する事項について強く要望する。

以上の趣旨から、下記事項について地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 福島県最低賃金については、政府が掲げる「年率3%程度を目途に引き上げ、全国加重平均で1,000円を目指す。」との方針に沿って相応の引き上げを行うこと。
- 2 福島県の復興促進、労働人口の県外流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図ること。
- 3 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。
- 4 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め早期発効に努めること。

平成29年6月20日

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 様
福島労働局長	島 浦 幸 夫 様

福島県二本松市議会議長 野 地 久 夫